

第2号様式(第12条関係)

平成21年度第1回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成21年 6月30日(火曜日)10時00分~12時00分
- 2 場 所 市役所 5階 研修室
- 3 出席者 委員 15人
(中林会長、中丸職務代理、五賀委員、野澤(康)委員、荻窪委員、菊地委員、高久委員、古澤委員、石原委員、塩見委員、野澤(文)委員、松岡委員、武山委員
については県央地域県政総合センターから代理出席、黒木委員については大和警察署から代理出席、山崎委員については相模原土木事務所から代理出席)
事務局 10人
(街づくり総務課長、街づくり計画課長、他担当8人)
- 4 傍聴人数 なし
- 5 議 題 1) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)
- 6 議事要旨 別紙のとおり
- 7 会議資料 1) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)
・・・資料1、2、3、4

平成21年度 第1回 大和市都市計画審議会会議録要旨

< 議題 >

1) 大和市都市計画マスタープランの変更について(中間報告)

< 結果 >

大和市都市計画マスタープランの変更について報告を行った。

< 審議経過等 >

大和市都市計画マスタープランの変更について

~ 事務局の説明 ~

(委員)

事務局より資料2-2の前半のところまで説明をいただいた。資料1-1、1-2はこれまでの10年間、今年が11年目になるが、都市計画マスタープランに基づいて取り組んできた成果となっている。

都市計画マスタープランの見直しを行うということなので、これまで何ができて、何ができなかったかという点を少し評価しておいた方が良さだろうということで、これまで10年間で何ができたかということを行っている。

何ができなかったというのはなかなか難しいので、むしろそれは改正するマスタープランに何を盛り込むべきなのかというように置き換えて、後半の議論にご意見等を出していただきたい。

資料1-1の1ページ目の表は平成20年度まで書かれていると思うが、2ページ以降の都市基盤整備の実績というのは、平成20年度まで入ってくるのか、それとも19年度までなのか。区画整理が資料1-1の表の1-1では3地区が事業認可となっているが、2ページ目の市街地整備の表を見ると、2箇所になっている。これはどう理解すれば良いのか。

(事務局)

区画整理事業の事業認可との関係だが、平成9年3月の施行中の2箇所は渋谷南部地区と神明若宮地区である。見直し時点の施行中3箇所については、山谷北と渋谷南部と下鶴間高木で、次のページをでは2箇所入っている。1枚目の表は時点が3月をとらえている。2枚目の表は少し新しいものを加えた。

(委員)

前回のマスタープランを作った時に施行中だったものが施行済みへ移り、現在施行中の3箇所が1ページ目の表の3箇所ということか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

資料1-1の関連基本計画等の策定のところに、平成16年度に交通バリアフリー基本構想を策定したとあるが、これは市内の地域にある駅を中心とした周辺のバリアフリー化を図るという意味合いではなく、特定の地域に関して策定したと理解している。大和市のバリアフリーを考えたとき市域全体を俯瞰して策定すべきだ。全体を視野に入れた視点が必要である。現状としては鶴間駅を指定して先行して実施した。高座渋谷は区画整理で実施した。その他の駅はどうするのか。

(事務局)

全市のバリアフリー化をどう進めていくかという検討の中で、鶴間駅周辺を重点的に整備することになり、その時に全市的に各駅をどうするかという方針は簡単には触れている。重点的にやるのは鶴間駅とし、その他については、それぞれ個別の事業、それぞれ道路或いは鉄道というような役割の中で進めていくという方針が出ていた。バリアフリー法が改正され、特に2010年までに交通事業者がバリアフリー化を達成するという中で市内の各駅で、エレベーターの設置、或い

はトイレのバリアフリー化等が進んでいる。公共施設についてはほとんどの建物が新バリアフリー法の中で対象となっている。鶴間駅周辺の完了後は、それぞれの事業者或いは施設の管理者の役割として、バリアフリー或いは一歩進んでユニバーサルデザインという視点で、施設整備或いは街づくりをすることが望ましい。そういった形で進めていくので、新たにバリアフリー基本構想を作るという考えは現在のところは持っていない。

(委員)

鉄道事業者の駅の中の話をしていただいたが、将来を展望して駅を中心とした半径1キロメートルは自治体が考えを及ぼしていかなければまちづくりは進まない。そうした視点がマスタープランの中で盛り込めないのかというのが私の意見である。

(委員)

交通バリアフリーの問題は資料2-2の後半の方の分野別方針のところに記述があって、交通バリアフリー化の推進ということで基本的な考え方を出してはいるので、そちらでまた議論いただけるかなと思う。

先程話した資料1-1の2ページ目も結局増減がなんで2になってしまうのか分からない。

(事務局)

合計欄か。

(委員)

合計欄というか、2ページ目のところの、平成9年で施行中2がもし施行済になったとすると11ではなくて12で、新しく3つの事業認可で事業施行中という14ではなくて現在15、施行済が12、施行中が3という数字になぜならないのか。

(事務局)

現在、前のページで書いて、20年度の編成日の1番下のところの下鶴間松の久保区画整理事業については今回この表の中には含めていない。

(委員)

平成19年度分までということか。

(事務局)

そのとおりで、施行中の2件については、平成9年3月が渋谷南部地区と神明若宮で、神明若宮については、見直し時点で一度完了している。そこで施行済1件34ヘクタール、それから見直し時点の施行中の3件については、渋谷南部地区、山谷北地区と下鶴間高木地区である。

(委員)

平成19年度分までで松の久保の事業がこの表には含まれていないのか。

(事務局)

含まれている。

(委員)

それを入れると、見直し時点の施行中が4になるということか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

2-2についてももう少しご意見を少しいただいた方がいいかと思う。資料2-2はたくさん文字が詰まっていて、全部読むのは大変だ。全部読むと都市計画マスタープラン3つ分読んだことになるが、3段組の表になっていて現行と2年前に相当時間をかけて見直し

案を審議会で詰めてきた。現行に対して平成18年時点で修正した部分にアンダーラインを入れてある。そして、改定案というのが今回、現時点でのもので、平成18年に対して、どこが変わったかということにアンダーラインを入れてある。2つを見比べると、一番左側の原稿に対してどこが変わったか、平成18年の見直しで変わって、今回そのまま引き継いでいる部分もあるし、さらに改定が変わった部分というのが一番右側のアンダーラインになっているということである。

先程のバリアフリーの件は分野別方針として、14ページくらいだったか。

(事務局)

15ページである。

(委員)

14ページの頭のところに交通バリアフリー化の推進というのがあり、それを受けて右側の15ページの方にバリアフリー新法に基づく整備というのが加えられているということである。

(委員)

確認というか教えてもらいたいのだが、第8次総合計画の見直しに合わせて、今回活動見直しを行ったが、総合計画の中で「健康」をベースに行っているわけであり、その「健康」の中に今回「健康都市プログラム」ということでリーディングプロジェクトが5本出された。そのリーディングプロジェクトの中で、11ページのところの緑の拠点の関係だが、都市マスの方では6つの森を守っていこうということの基本にしているが、総合計画とリンクしている健康都市プログラムの中では、6つの森プラス1の森ということで、この1の森というのは大きい森を指すのか、要するに緑化を図っていこうということで、各家庭での緑、または公共施設の緑、それから小中学校の緑ということが基本として全体としての1つの森ということで6プラス1の森という考え方なのではないかなと思っているが、その総合計画をベースにしていくとなると、都市マスの方ではその6の森ということと、市長の方で出してきた健康都市プログラム並びに総合計画との整合性をどのように考えているのか。

(事務局)

今、お話があった健康プログラムについては、いろいろと職員の提案等を受けて、リーディングプロジェクトとして取り上げたもので6つの大きな拠点とは別に、1つの学校施設、そういう公共施設に新たな森を作るということで、7つの森づくりという事業になっている。ここでは、特にこの総合計画で言っている健康プロジェクトのものを都市マスで重ねて位置付けるところまでは作っていない。

特に土地利用を主体とした都市マスなので大きな拠点といって6つの森、その中でも4つの森と2つの森とは位置付けを分けているが、あくまでも土地利用という観点から拠点の位置付けを表現している。7つ目の森のところまでは結局改定の作業と合わなかったというのもあるが、そういったことで今回その記載はしていない。

(委員)

総合計画をベースに今回18年度見直しをさらに改定を行っていこうということで、先程改定に向けての3つのものが提示されたが、その中で健康をベースにした中でリーディングプロジェクトとしての健康都市プログラムを出してきたということになると、やはりそこでの整合性は大事だと思うので、6プラス1の森を市長は提起しているのではないにしても、緑の保全、環境、先程のデータの中では1人当たり公園面積が1.81平方メートルで0.11平方メートルしか拡大されていないという状況の中では、今後緑の保全というものは大事であるし、ここで求めていくこれから10年間に緑というのは地球温暖化や地球環境の問題から大きなテーマとしてなっていくことは間違いないわけであるから、1の森という表現ができないにしてもどこかで緑の保全という部分が掲載されているならば、その中で活動として運営していくということならば理解できるが、まるっきり総合計画に沿ったリーディングプロジェクトが出てきていて、都市マスの方には関係ないというわけにはいかないのではないかなと思う。もう少し見解を聞かせてほしい。

(事務局)

健康リーディングプロジェクトや新しい総合計画と関係するところを再度洗い出して、突き合せて記述したものが良いというものについては検討したい。

(委員)

緑の問題は前回の18年度の見直しの時には環境と絡めて非常に重要だということから、実はいろんなところに散りばめられている。

6つの森は具体的に6つの森であるが、7番目の森というのは、我々に情報が上手く伝わってなくて、今の話は多分ほとんどの人がよく分かっていないことがあるというようには思うが、21ページで、水と緑のふるさと軸を保全するためにというような書き方の中に、樹林、農地、公園以外に住宅敷地内の緑を保全していこうというようなことを書き込んでいたり、あるいは緑に親しむ空間の創出というような項目で書かれていたり、緑という言葉自体はたくさんいろんなところに出てきているということである。今、委員から指摘があったようにそれらを総称して7番目の緑ということであれば、少し分野別方針の書き方などがもう少し緑を特筆するような書き方がひょっとしたらあるのかもしれない。その辺も含めて少し検討いただきたい。

(委員)

せっかくであるから、行政の方から、総合計画をベースにこれを見直すということであり、総合計画の都市創造として健康都市が出ているわけだから、そこから波及した健康都市のプログラムを皆に配った方が良いと思う。皆に総合計画と絡みのあるリーディングプロジェクトの資料を渡した方が共通理解として進むことができると思うので事務局に資料請求することを提案する。

(委員)

是非そのようにしてもらいたい。第8次総合計画の中の概要でも良いと思う。

(委員)

個別的になるが、資料2-1の29ページの地域別方針として、大和・相模大塚地区の記載があり、2段落目、地域づくりの課題のこの2つ目であるが、中段平成18年度見直し案では昨年のように「大和駅東側第4地区では再開発事業が始まっています。早期に完了することが課題です」と記載はあるが、今回の改定案では抜けており、他にも何箇所か同じように大和駅東側第4地区再開発事業については記載がない。この事業については、平成19年3月に都市計画の事業認可を取得されており、私ども相模原土木事務所が認可権者ということで事業認可をしているわけであるが、都市計画という意味では現在改定中の整備・開発及び保全の方針の中でも概ね10年以内に実施する事業というように記載がされている。

今回改定案の中からその事業を抜いたのはどのような理由か。

(事務局)

大和駅周辺の再開発について、今回都市マスから記述を削除した理由としては都市マスでの記述は、例えば再開発事業に合わせたプロムナードを中心とした市街地整備であるとか再開発事業にあわせた街路整備といった、再開発事業によってその周辺整備を行っていくという内容が、非常に強調されていたということが1点ある。当初策定時は、市街地再開発事業を主体としたまちづくりを行っていくということで、これは中間で作成された中心市街地活性化計画においても位置付けはされていたが、現実の問題として、再開発事業を主体としたまちづくりというのは、現実性をかなり失ってきているのではないかと、今、指摘のあった整備、開発及び保全の方針においても、再開発の促進地区は、3地区、位置付けられていたわけだが、今回の整備、開発及び保全の方針ではその中の2地区については、再開発促進地区から外している。現実問題として第4地区の再開発を、撤退する或いは事業が中断するという状況にはないわけであるが、そういった再開発によって市街化周辺の整備によってまちづくりを進めていくという記述を今回中心に削除したということである。ただ一方で、第4地区の可能性を当然残して現在再開発事業進めているので、指摘にあった、例えばその第4地区に絞って、再開発事業の記述について、課題としてどこかで記述するようなことは再度検討したい。

(委員)

話の中で再開発事業は現実性を失っているというのは言い過ぎだと思うが、現実的に確かに今も第4地区が中断の条件にはないということと、全部記載を外すと事業から撤退するような、自主的な形でやっているというように認められかねないので、今事務局が言ったとおり何らかの形で記載については残しておくようお願いする。

(事務局)

少し言い過ぎた面があるが、第4地区の再開発事業に現実性がなくなったということではなく、大和駅周辺を、再開発事業を主体としてその街づくりを進めていく、全体を再開発事業中心として、例えば都市計画道路を整備するとか、そういったことが非常に難しいだろうということで、第4地区については今、資材のこと或いは住宅市場の不況などで、その影響で少し再構築を、事業の組み立の再構築を図っている中だが、4地区については、今都市計画の位置づけもあり進めているので、それについては再検討する。

現実性を失ったというのはその大和駅周辺全体を、再開発事業で整備することは難しくなってきたということである。

(委員)

間をとるとどのような表現になるか分らないが、大和駅東側第4地区の再開発事業が都市計画決定しているので、時間の問題はあるのかもしれないが、事業としては続く。

それ以外に、駅周辺全部の再開発構想があったが、平成30年を目標としてこの都市計画マスタープランをつくるということになっているので、この10年間ということ考えると、なかなか進展が読めないという点がある。

1つは動くということを前提にして、確かに全くそういう駅周辺の再開発事業というようなイメージがなくなってしまうという指摘だったので、そこを少し何らかの形で加筆をすると、具体的にはおそらくプロムナードの整備ではあるけれども、やはり何か事業のインパクトがないとなかなか動きにくいところであると思う。その辺は少し修正をする可能性があるのか。

(事務局)

今、話のあったプロムナードを中心としたという中、何かきっかけというか物的なものがなければなかなか市街地整備が進まない。第4地区については、今現在事業は少し中断しているが、組合中心に再構築を図っているのが現実であるので、先程指摘いただいたように、削除することによって、そういった機運がさらにしぼまないように検討したい。

(委員)

21ページの1番下の方に透水性と保水性の向上が記載されているが、その中で雨水タンクを取り上げている。

大和市のホームページを見てみると、確かにそういうPRはあるが、一般の人にはあまり認知されていないように思う。

庭に水をやると結構、水をいっぱい使っているのでも、例えば庁舎1階に生ゴミ処理の機械だけでなく、雨水の浸透なども、もう少しPRを進めたらいいと思う。

それから、雨水について、透水性舗装の誘導はあるが、雨水管そのものを透水性のある管に敷設し直すということまでは考えないのか。

(事務局)

雨水の浸透を誘導する対策については、一定規模以上の開発事業が条例の対象となるので、雨水の敷地内浸透や一時貯留施設などを設置するよう誘導している。

(委員)

市の施設で雨水管が敷設されているが、そういったものを全て浸透性のある構造に換えることは、簡単にできると思うので、検討していただきたい。

(事務局)

雨水管の本管を浸透性のある構造に改修することは、地盤沈下など、技術的な課題もあるため、

全ての雨水管を改修することは現実問題としては困難であるが、本管に接続するまでの対応として、透水性舗装や浸透性のある雨水桝とすることについては、対応してきている。

(委員)

道路から流れ込む雨水を受ける桝を浸透性のある構造にすれば雨水が本管に流れ込まないで済む。是非できることから対応していただきたい。

(委員)

少し技術的な問題もあるので、下水部局と調整をしていただくということによろしいか。

基本的には、下水管に入る前にそれぞれの宅地で降った雨をなるべく宅地内で浸透させるなどの対応をしていこうというのが基本的な発想である。

住宅に対しての浸透や雨水タンクなどを各家庭でもつけていくようにしたらどうかということが基本的には盛り込まれている。それが流れ込んだ先でも、対応できないかというご意見だったかと思う。

(委員)

15ページの、1番下の立体交差化のことだが、私は週に2回ほど桜ヶ丘からつきみ野まで往復しているが、その間に踏切が7、8箇所ほどある。

その中には、丸子中山茅ヶ崎線のような大きなものだけでなく、小さな踏切もあるが、そういった踏切についてはどう取り上げられるのか。

(事務局)

踏切と道路の立体化を検討するにあたっては、渋滞がどのくらい発生するのかということがひとつの目安となっており、例えば平面で交差していて、渋滞が激しい幹線道路などが対象になっている。

そのため、交通量が少ない市道を全て踏切の解消の対象とするようにはなっていない。

(委員)

幹線道路と小田急線が全部高架になるか、或いは地下化されるかといったことが連続立体で、踏切だけを考えればそうすることによって無くなることになるがどちらの工法を選択するとしても、そう簡単にはいかない話である。

石原委員のご指摘の点は、車の問題だけでなく、自転車や歩く人の問題なので、また対応が変わってきている。

立体化という表現は、基本的に車をどう通すか、信号待ちなしで車をどう通すかということが前提になっている。

(事務局)

丸子中山茅ヶ崎線の都市計画決定している区間は、踏み切りの手前で止まっているため、現在その先の計画について検討しているところである。

鉄道との交差部分というのは、これからの課題となっていて、工法としては2タイプで4つの方法が考えられる。具体的には鉄道の立体と道路の立体で、立体化の構造が高架か地下かの4つの方法が考えられている。

それについては、今年度から、県と市、専門家や地域にお住まいの皆様方と意見を交換しながら、どのような方法がいいのかを検討している。

今後、市民の方々の意見を聞きながら調整していこうと考えている。

(委員)

道路の立体化となると、地域のサービス道路のためにまだ踏切が残ることも考えられるので、そういった問題も含めて考えていく必要がある。

私は車の交通のためということではなくて、せめて自転車と歩行者は、立体的に通すことは技術的に可能ではないか。

お金の問題など、色んな問題が絡むのであれば、仕方ないことだろうが、皆さんがそれを毎日の

生活の中で思っていることだろうと思う。

(委員)

ここに書かれている表現もすぐには実現できないので、「早期に実現を図ることによって」という、ややあいまいで先送りをした表現になっている。

人間を渡す一番簡単な方法は、歩道橋と同類ということになるのだろうが、これは凄いバリアになる。

鉄道の上を跨ぐということになると、普通の道路の歩道橋よりさらに高い歩道橋になってしまう。

そうすると、おそらく利用者もいないということにもなりかねなくて、先程のバリアフリー化の問題等も含めて、もし駅を直すようなことがあれば、それにあわせて24時間、エレベーターとかエスカレーターで渡れるようにできるのが一番だろうということだと思う。

ただ、全ての踏切をそのように改修することは、財政的には多分不可能で、なかなか難しいが、大事なご指摘ではあるので、少し表現方法を考えていただきたい。

歩行者自転車道路ネットワーク化という表現も別のところにあるので、ここには踏切の問題も含まれているということだと思う。

(委員)

2点意見をしたい。

1点目は歩行者の問題で、ここに盛り込まれてない、子供の通学時間に関する道路の規制が入っているエリアについての意見である。

私の住んでいる近くのエリアでは、国道467号線に平行して位置している道路が抜け道として利用されていて、7時から9時までの時間規制があるにもかかわらず、違反車が非常に多い。

世田谷区ですでに区の方で、その侵入を防ぐような対策を設けていると聞いているが、ヤマダ電機と相鉄ローゼンの裏の道路は特に違反車のひどい状態になっている。

警察の方はかなり立っていただいて、月に2度くらいは捕まえているが、このようなところが、他に大和市内のどこにあるのかちょっと分からないが、かなり危険な状況であるので、子供の通学に対する安全をどのように市として考えているのか、少し視点を入れるべきではないかと思う。

事故が起きてからでは遅いので、世田谷区のようにもう少し考慮していただきたい。

2点目は16ページ防犯の街づくりについてである。

最近の大和市の犯罪は、少ない状態とは言えないと思う。

この資料の中に書いてある「防犯の視点を取り入れたまちづくり」が一体何を指しているのかわからない。

視点ではなくて、今回取り組むべき課題として、どのような視点を述べられているのかという、もう少し具体性を持って、防犯性の取り組みというのをマスタープランに少し取り込んでいただきたい。

今後決して犯罪が減るとは思えないので、そのような点を少し入れた方が、もうちょっと具体性があって、本当に防犯の街づくりということは取り組めるのではないかということで、この2点について伺いたい。

(事務局)

1点目、子供の通学路安全対策の世田谷区の事例は今お答えできないが、7時から9時までの規制については、市内の小中学校周辺はほとんど規制がかかっている。

また、大和市ではかなり前から、通学路の安全点検などを、地域PTAや周辺自治会のご協力をいただいて取り組みを行っているが、今後は、世田谷区の事例も参考にしながら検討していきたいと考えている。

2点目の防犯の視点については、まちづくり指導要綱を条例化した際には、防犯灯の設置や、開発の時には警察の助言を聞くようなしくみを作っているが、提案のように、防犯の視点を取り入れた部分の記述については、もう少し具体的なものが入れられないか検討したい。

(委員)

この場で具体的な意見を申し述べるということではないが、今いただいた貴重なご意見は、担当の課に周知した上で今後参考にしたい。

(委員)

多分、ハードだけではダメで、先程、意見があった、7時から9時まで時間を規制した進入禁止規制の違反の話などは、ソフト側からのアプローチとして、そこに1人交通誘導員でも立っていればだいぶ効果が違うと思う。

そういう面では、少しハード・ソフトをあわせた街づくりに対応しないといけないかもしれないが、PTAなども含めた総合的な取り組みが必要だろうと思うので、その辺も含めてどのような修正になるのか分からないが、事務局でご検討いただきたい。

それから19ページの方の、防犯のところ、ここが安全安心な住宅づくりという項目なので、犯罪の起こりにくい街づくりとして、空き巣対策だけではなくて、引ったくりなどの他の犯罪もあるので、街づくりとしての防犯、犯罪を防ぐ街づくりというような内容を上手く反映できると良いが、防災防犯の街づくりという方針をたてるかどうか、整理していただきたい。

(委員)

都市計画審議会というものがどういうものなのか、なかなか理解できない部分もあるが、マスタープランを策定するにあたり、都市計画そのものが条例とかルールづくりなどの一定の基準を作り規制をかけていく考え方なのかと感じている。

そこで、私が一番思うのは、その都市計画法などの法律や条例がある中で、どれくらい地域住民の皆さんが理解した上で進められているのか疑問がある。

過去の例を挙げれば、渋谷北部地区地区計画の際には、短い期間で説明会が行われ、内容を理解するのは困難であったと思う。

説明会も1回で、その中でかなり細かい規制内容まで説明していたが、とても理解できないと思う。

また、区画整理に伴ってつくられる地区計画の他に、千本桜地区地区計画があるが、ここも1年くらいで決めてしまっているようになっているが、街は生きているので、今までのルールの中に違うルールをつくるためには、時間が必要であるし、今まで、説明会をやってもあまり集まらないこともあった。

都市計画そのものは、本当は基本がルールづくりだろうから、もうちょっとこの周知徹底することに対する努力を考えられないものか、その点についてお聞きしたい。

(事務局)

マスタープラン自体が規制や事業を行うというような性格ではなくて、あくまでも街づくりの基本方針を示すところにとどまっており、それを法定都市計画制度やその他の制度を活用しながら、その基本目標を実現していくという流れがある。

計画を進めるにあたっては、市民参加推進条例が策定されており、パブリックコメント、意見交換会などの複数の方法で合意形成を図るようにしくみが変わってきている。

また、千本桜地区地区計画については、既成市街地の中の一戸建ての住宅地であるが、地域住民から市に相談があり、まちづくりのルールを地区計画としてまとめたものである。

内容としては、一戸建ての住宅地にふさわしい街づくりなどを目指してルール化がされたが、地域住民の8割以上の方々が同意されて策定された、住民発意の地区計画として非常に珍しいケースであった。

(事務局)

補足してご説明します。

渋谷北部は平成6年に都市計画を定めているが、当時は、区画整理事業の説明の中で地区計画の説明をしてきた経過などがある。

千本桜地区地区計画については、お手元の資料の年度が間違っていて、平成11年ではなく、平成13年である。

千本桜地区計画の策定は、平成10年から平成13年まで、約3年かけて説明してきたが、自治会を中心に住民の皆様が積極的に活動をしたので、説明会だけでなく、ニュースレターなどを何度も発行して、地区計画制度の説明や規制内容について情報提供を行った。

また、平成19年に変更した、渋谷南部地区地区計画については、法律に基づく縦覧の手続きと

は別に、説明会方式ではなく、意見を聞く会を開催した。内容は、パネル展示などをしながら2日間のうちの時間の都合のつく時間に皆様に来ていただき、個別に説明する機会を設けた。

地区計画制度に限らず、都市計画手続きで定められた縦覧手続きにだけでなく、なるべく住民の皆様説明する機会を設けたいと考えている。

(委員)

千本桜は、私も間接的にだが、街づくり委員会が条例に基づく登録をする前から実は動きはあって、資料は各戸に配布され、どういう規制なら皆さん許容できるかということの説明されているので、少なくとも、当時居た方は、みんな何を今やっているのかということは、ほぼ全員ご存知だったと思う。

その後、入れ替わって新しく入ってきた方が、どのように認知されているかは分からないが。

区画整理にあわせて全部地区計画をかけてきたが、まだ家が建つ前に地区計画を定めるという流れになっている。

区画整理が終わったあとに、どのように家を建てていくかということ、地区計画のルールとして皆で協調することが、良い街をつくることになるだろうということで、組合に参加している方が中心となって、同意を得て地区計画をつくっていく。

それが、宅地が売られるときに、ここにはこういう地区計画があるので、これを守って住宅を計画して下さいという形で伝えられているということ。

それから、今、都市計画マスタープランの実効性の話があったが、法律の理念で言えば、市町村が都市計画を行うための基本方針ということなので、この都市計画審議会で、都市計画法に基づくさまざまな都市計画を決定したり、或いは県が決定する都市計画に対して意見を押し述べたりするわけだが、そのときに、我々の持っている大和市の都市計画の基本方針がこうであるから、そのやり方については問題があるとか、是非そういう方向でもっと頑張ってもらいたいとか、そういう、都市計画審議会で法定の都市計画を決定するときの基本方針という位置付けである。

したがって、審議会委員の任期は2年だが、委員が代わっても、この方針がある限りは基本的にはその方針に従って、都市計画の審議をするというのが本来の位置付けである。

これをもってすぐ何かができるということではないが、この方針に従って、都市計画法に基づく都市計画、或いはその他関連する条例等に基づく事業のあり方を考えていくための言わば羅針盤となる。

したがって、都市計画審議会を審議するときには必ず自分の市の都市計画マスタープランがそばにあって、今の案件は方針に照らすとどうなのか、いつでもチェックできるようになっていることが、もともとこの制度を取り入れたときの基本的な理念であると思う。

今後改訂版ができると、それに従って、可能であればそのような運営を是非していくべきではないか。

それから、一般市民が基本方針とかマスタープランに対して、意見を言う、或いは私たちが方針であるという意識を持つということは凄く大事なことである。そのことに絡めて、時間も後30分なので、宜しければ次の資料3、4の方に移らせていただきたい。

～事務局の説明～

(委員)

どこのマスタープランを見ても、最後の部分は上手く書いていると思うことはないが、難しいところだとは思うが、ぱっと見たときに、例えば87ページに書いてあるところで、街づくりのしくみとして、マスタープランに書くべき内容が、条例の話しかないのが1つ疑問に思う。

これだとそのマスタープランの実現は、全部みんなの街づくり条例に託していますと言い切っているようなものだから、もっと色んなマスタープランの実現方法があるはずで、そこをちゃんと書くべきではないか。

もちろんお金がないというのもよく分かるが、全部市民が中心でというのは、聞こえは良いが、丸投げしているだけにも思えるので、もう少しちゃんと書くべきところは書くべきではないかと思う。

それからもう1つは、91ページの、街づくりの課題、ここ自体がどういう位置付けなのかちょっと私には理解できないが、街づくりが「ルール化による望ましいまちづくりを基本としています」

で、最後にこれをちょっと述べるだけで、果たして良いのであろうか、というのがある。

先程の条例だけに依存するような書き方ではないだろうというのに関連して、ちょっとここは、これを言い切るのであれば、本来もっとちゃんと議論して、プランの冒頭に書くべき内容ではないかと思うので、最後にここだけに書くのはちょっとずるいといったら失礼だが、違うのではないかなという気がする。

(事務局)

答えは、非常に難しいが、確かにマスタープランを実現していくには、鍵は2つあって、今ここに書いてある1つはその協働の街づくりのためのシステムと、もう1つは行政内部の執行システム、今この2つが鍵になっている。

したがって、確かに条例に委ねた書き方になっているので、今日の議論をいただきながら、修正していきたいと考えているが、街づくり推進会議でも議論されることになっているので、それらも踏まえた書き方にしていきたい。

それと、市民が主役の街づくりを基本としていますとは言っても、確かにこれだけでは、市民に丸投げしているようなところもあるので、もう少し、都市計画としての課題として、次回までに検討してまた議論いただきたい。

(委員)

4章のところが、今回の見直しでは実は1番大事なポイントだと私は思う。

前回のときは街づくり条例がなく、法定の都市計画とか、それまでの指導要綱だけでは、きっと上手く街づくりはできないので、是非条例をつくって、もっと積極的に市民が地域のことを考えるような機会をつくりましょうということがマスタープランを実現するための大きい目玉になっていた。

今回は、その条例ができて、先程の実績であげたような協議会ができたり、或いは、地区計画なども策定されてきたということだが、それを今、条例の見直しをしているわけだが、この10年間を踏まえて、今後10年、或いはその先を目指して、さらによりレベルアップしたマスタープランの実現をどうするかということだと思う。

今、野澤委員からご指摘があったとおり、やはりそれぞれ市民がやるべき役割、可能性もあるし、行政が行うべき役割と義務、それから可能性というのがあるだろうし、また事業者がそれぞれどういう役割かということなど、誰がどういった働きをして、マスタープランを実現していくのかという視点で、やはりきちんとここは正面から整理をもう一回し直すというように考えたい。

そうすると、この都市計画マスタープラン全体の構成は最初のパワーポイントのスライドであったが、全体の方針があって、分野別の方針があって、地域別の方針があって、野澤委員が言った、市は何をやるのかという話で言うと、やはり全体の方針、分野別方針のところ、全市に跨る都市づくりに関わる点はやはり行政が主体的に行うものであり、かつ、それにおそらく、市民は参加することになる。

しかし、この地域別方針の方は、今日の表現で言うと、それぞれのまちをどうするかは、まず街の人たちを中心に考えてみるのが大事だと思う。

それを行政もサポートしながら進めるということになると思うので、そちらの方は、まちづくりの主体は市民という表現も成り立つかもしれない。

或いは、市民がまちづくりに主体的に参加するという言い方が正しいのかもしれない。いずれにしても上の方と下の方で、役割が違ってくるのかと思うので、そこをきちんと書き分けていくと、全体としてはマスタープランを10年で見直すとして、個別のまちづくりとか、個別の施策については5年で見直すということだから、大きな歯車であるマスタープラン全体が1回まわるうちに、政策の歯車は2回まわるという組み合わせで見直しながらよいレベルアップを図っていきましようという今日の提案である。

この第1章の全体構想が、共通のものだと言えば、2章はやはり行政がきちんと責任を持ち、まず行政が主体になってやるべき話だし、3章には住民の関わりが非常に重要となってくるという、書き分けをきちんとしないといけないと思う。

(委員)

前回も、質問したが、とてもこの89、90ページが進行管理の説明をしているとは到底思えな

い。

きちんと進行管理のあり方を反省していると前回議事録にも書かれているので、もう少し具体的にどう進行管理するつもりなのかをきちんと書いていただきたい。

進行管理に伴う進捗状況や点検結果は、広く市民・事業者公表し、情報の共有化を図ると共に、意見を求め、進行管理に反映させていきます、と書いてあるが、進行管理がどうやっているかわからないので、どう公表するのもわからない。

こういう表記では、また同じ結果を生むのではないか。せっかくつくったマスタープランなのであれば、どう進捗管理をするのか、どう公表するのかというのをきちんと表記して、後で正しくできなかったというのであれば、正しくできなかったと反省すべきだし、これだけの文章だと、どう公表するのも、どうチェックするのもわからないと、こういう進行管理はちょっとまずかろうと思うので、もう少し具体性をもった進行管理のしくみというのを表記していただきたいと思う。

(事務局)

実効性の鍵は、1つは先程会長が言ったように、地域別方針における協働のまちづくりと、分野別方針におけるその行政の執行システムを関連づけることだと考えている。

しかし、都市計画マスタープランの実現のために、作られる優先順位を定めたプログラムが、現状では行政の執行システムはなっていない。

現状は、あくまでも、総合計画における基本計画が3年間のローリングで事業が進められているというような形になっているので、都市マスにおいては、総合計画に登載された事業と都市マスとの関連を洗い出し、計画の位置付けなどを整理した上で、いただいたご意見の内容に沿った検証をして、次回再度議論いただきたいと考えている。

(委員)

P D C A については、確かに私もマスタープランだけで、本当にできるのかと、思うところもあるが、責任を転嫁するわけではなく、総合計画のP D C Aというもののやり方に完全に委ねるという方法もある。

委ねるというよりも、そこでやるのだと、そこでの評価を受けて、マスタープランの見直しが必要であるか、或いは個別政策の見直しが必要であるかということを下ろしてきて、そこから先をどうするかはこの都市計画マスタープランの責任できちんとやるという方法があっても良い。

P D C Aの今日の書き方だと、総合計画でも、都市計画マスタープランでもP D C Aをやっ、というようにも読めてしまうので、総合計画でやるのであれば、そちらできちんとやるというような書き方があるのかなとも思うし、いや、そうではなくてこちらはこちらとしてやるのだということであれば、そこを具体的にどうするかということをし、整理してもらいたい。

(事務局)

現実問題として、財政的ルール付けをもったその事務事業というもの、それが総合計画だが、全てをその進行管理に委ねるという考えはもっていない。財政措置が図られて事業が実施されたとしても、それが都市マスの内容がどれだけ進捗したかというのは、やはり都市マスサイドで進行管理をするしくみが必要だ。ただ現実問題として、財政的な裏付けをもったものは、総合計画というような事実があるわけで、その総合計画のプログラムと都市マスとの関連性を整理した上で進行管理を考えていきたい。

(委員)

それでは今のお話で、都市計画マスタープランについてはやはり、都市計画マスタープランとしての進行管理を進めていくということなので、前回最初の都市マスのときの条例のような、独自のしくみが必要だということである。

今回は都市マスについてもP D C Aのなかで進行管理が必要だということだが、具体的なしくみは3年後5年後に実際に行うわけだから、そこに向けて、どういう仕組みで行うのかということを経営計画と関連づけ、事業を進めるのであれば、そのような表記をしていただいた方が良いのかもしれない。

(委員)

4章では、市街化調整区域の問題や大規模土地利用転換の話があるが、用途地域の中でも、準工業地域については、住宅も工場も、マンションも混在しているなかで、市が規制できないでということになると、用途地域の決定は県になるので、県との関係でその課題をどう解決していくのか、用途地域見直しなどに対してどのように考えていくべきなのかお聞きしたい。

(事務局)

準工業における住工混在の話については、資料2-2の17ページの、複合型産業市街地の安全確保についての記述がある。ただ、この中では、住居系が工業系かどちらかに純化することではなく、上手く共存できるように、環境に配慮したオープンスペースを確保していただくよう求めている。

ご指摘のあった、用途地域の変更については、県が定める都市計画であるが、原案作成は市となるので、その際には地域住民の皆様の意見を集約して進めることとなる。

規制を強化することになれば、先程五賀委員から意見があったように、変更しようとする内容をよく理解した上で、合意を得ながら進めていきたいと考えているが、その際には、まちづくり条例に基づく組織化やルール化などのしくみを活用していきたい。

(委員)

用途地域の決定権限は、今、県であることが前提であるという話があるが、基本的には地域からまちづくりなりの動きが強く出てくれば変えられるというのが今の制度なので、都市計画法の中にも都市計画の提案制度というのがつくられたと聞いている。

それを使って地域の総意として、準工ではなくて住居専用地域にするというようなことが、しくみとしては提案もできることになっているので、地域でどんな街にしていきたいのかということ協議してもらっても可能である。

そういうことを支援するのが、先程の街づくり条例でもあるが、その根底にはこのマスタープランが位置づけられているということになるかと思う。

ただ、国も今、都市計画の制度全般を大きく見直そうとしているので、線引き制度もなくなるかもしれないし、人口減少時代に対応して大都市郊外の都市計画をどうするのかという、非常に大きな課題になると思う。

それはまだ先の話としても、現在は一応現在の制度の中で考えてまちづくりプランをつくった後どうなるのかという話でもあるかと思うので、ではまちづくりを頑張ったら何ができるのか、その辺を少し市民に対して分かるようにしてもらいたい。

(委員)

基本的な考え方を確認したいのだが、従来は基本計画と実施計画という名前の中でPDCAをやっていたと思うが、今回の新しい都市マスについては、基本構想と基本計画をベースにしているということで理解して良いのか。

(事務局)

従来都市計画マスタープラン自体が、進行管理の仕組みをもっていなかったもので、今後10年間における進行管理のシステムをつくった方が良いのではないかと提議した。

(委員)

それは分かっているが、要するに5年、10年という流れをとるのか、今の総合計画の3年、6年、12年という積み重ねの中でいくのか、どちらを尊重するのか。

今までの都市マスは、総合計画の6年と3年をとってきたが、今回の場合ストレートに10年と5年で実施計画をとっていないということに違いがあるので、その進行管理をしていくにあたって、基本構想をベースにするならば流れが違うと思う。

やはり、総合計画の基本計画をベースにしていけないといけないのではないかと思う。また、実施計画が入っていないというのはどういうことなのか。

(事務局)

基本計画の5年と10年のサイクルになっているが、当然その前提としては、総合計画の実施計

画の3年サイクルの評価を踏まえるかたちとなる。

今回は、定期的に都市マスに関連する事業についてはチェックをしていきたいという考えがあり、実際には総合計画の3年サイクルに基づく事業と、毎年行われている事務事業評価の内容などを勘案しながら、5年と10年というサイクルでPDCAをまわしていきたいと考えてご提案したところである。

(委員)

先程から出てきたとおり、次に向けてのチェック機能について、具体的に3年、5年、10年でいくのかどうなのかを明確にしてもらうことと、基本的には、基本計画と実施計画で踏んでいかないと、この都市マスはできないのではないかということになる。

基本構想だけであれば、総合計画と都市計画マスタープランの両方とも基本構想で進んでいくわけですから、全然チェックにひっかからないのではないかなと思うので、その辺を含めて次回に期待したい。

(委員)

今日は4章を巡って、色々議論があった。

それらを踏まえて、次回の審議会で、4章を中心課題とした会議で議論したい。

現在のスケジュールでは、11月にパブリックコメントの予定ということなので、それに出す案を次回固めておきたい。

それから、4章よりも前のところも何かあれば、次回までに事務局の方へお問い合わせいただきたい。

～以上～